

令和1年9月25日

## 特定処遇改善加算について

社会福祉法人 柘形鳳翔会

当法人では令和元年10月より特定処遇改善加算を算定いたします。

職員への支給要件は下記のとおりです。

対象 全ての直接雇用している介護職員(補助業務を除く)  
按分割合 介護職員(介護福祉士) : 介護職員(その他)  
2 : 1

※ 毎月の加算金を上記の割合で対象者に按分支給します。

※ 当法人は、勤続年数に関わらず介護福祉士を持つ介護職員はすべて、経験・技能のある介護職員とみなします。

